

# 1月1日から 延滞金の計算方法が 変わります

## 延滞金とは

延滞金とは、地方税を納期限までに完納しない場合に、遅延利子の意味で課せられる徴収金です。納期限の翌日から納付までの期間で計算されます。

## 比較表

|                  |                     | 本則<br>(注1) | 特例                | 基準による<br>割合  |
|------------------|---------------------|------------|-------------------|--------------|
| 現行<br>(12月31日まで) | 納期限の翌日から1カ月を経過する日まで | 7.3%       | 特例基準割合(※1)        | 4.3%         |
|                  | 納期限の翌日から1カ月を経過した日以後 | 14.6%      | 特例なし              | 14.6%        |
| 改正後<br>(1月1日から)  | 納期限の翌日から1カ月を経過する日まで | 7.3%       | 特例基準割合(※2) + 1%   | 3.0%<br>(注2) |
|                  | 納期限の翌日から1カ月を経過した日以後 | 14.6%      | 特例基準割合(※2) + 7.3% | 9.3%<br>(注2) |

## 特例基準割合の定義の変更

|             |  |
|-------------|--|
| 現行<br>(※1)  | 各年の前年の11月30日を経過する時における商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合                |
| 改正後<br>(※2) | 各年の前々年10月から前年9月までにおける国内銀行の新規「短期貸出約定平均金利」の平均の割合に、年1%を加算した割合 |

注1 特例の割合が本則の割合を超える場合は、本則の割合とします。

注2 特例基準割合を、「国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利(1.0%) + 1% = 2%」で算出しています。

## 延滞金

・特例基準割合に年7.3%を加算した割合とする。

(納期限の翌日から1カ月を経過する日までの期間については、特例基準割合に年1%を加算した割合)

〈問い合わせ〉 役場 税務課収納係 TEL(62)9181

**■法律の概要**  
納税者が納期限までに納付しない場合は、納期限後20日以内に督促状を発送。その日から起算して、10日を経過した日までに完納とならない場合は、差押えをしなければなりません。

財産差押え件数

- ・預金(債権) 21件
- ・動産(搜索) 6件
- ・自動車 8件

本村では、税金の滞納徴収の取り組みを強化し、滞納税額の削減に努めています。その一環として4月から11月まで実施した搜索などにより35件の滞納処分(差押え)を執行しました。

本村では、納期限内に納付されている人との公平性を保つためにも、今後も滞納処分を執行していきます。税金はあくまでも自主的に納付していただくものです。これらの滞納処分を受けないように、期限内の納付をお願いします。

本村では、預金や搜索による動産、自動車の差押えを執行しました。

**■滞納処分**  
徴税吏員(村長から滞納処分に関する職務権限が与えられた職員)が国税徴収法に基づき、不動産、預金、給与、出資金、国税還付金、生命保険、自動車、動産などを差押えて強制徴収するものです。

村税滞納処分  
財産差押え35件  
—納税は国民の義務です—  
納期限内に納めましょう—

〈問い合わせ〉 役場 税務課収納係

TEL(62)9181